

東日本大震災の復旧・復興活動に取り組まれている皆様へ

平成 24 年 7 月 24 日

昨年 3 月 11 日に発災した東日本大震災は、東北地方を始め各地に甚大な被害をもたらし、これまでに経験したことのない未曾有の災害でありました。この震災からの復旧・復興には、解決しなければならない多くの課題がある中で、震災直後から様々な形で、助け合いの輪が広がっていることに大変感銘を受けております。活動に携わる皆様方の姿に励まされ、内閣府公益認定等委員会としてもその一助となれるよう、日々取り組んでいるところです。

大震災発災以降、公益認定等委員会は、公益法人等に対しての復旧・復興活動の検討を呼び掛けるとともに、震災関連事業に係る申請については、基本的に公益認定においては 1 か月程度、変更認定・認可においては 1 週間程度で迅速な審査を行っているほか、法人の震災対応活動の情報収集及び情報提供等を行ってきました。現在、被災者支援、復旧・復興活動・寄附を実施された国所管法人は約 2000 に上っています。

一方で、被災地で活動される方々の中には、復旧・復興活動を目的とした一般法人が、公益法人になることが難しいと思われている方がおられるとの声も耳に入っています。また、日本学術会議からの提言「被災地の求職者支援と復興法人創設—被災者に寄り添う産業振興・就業支援を—」(平成 24 年 4 月 9 日)においても、被災地でできるだけ多くの人が就業し復興の担い手となれるよう提言されているところです。

今回、こうした声を受け、復旧・復興活動における公益法人への期待の高さと新公益法人制度を御活用いただくための情報発信の重要性を痛感いたしました。こうした貴重な御意見を都道府県とも共有した上で、これまで以上に、被災地での復旧・復興活動が活発になり、その中でも特に税制上の優遇措置も備わった公益法人の仕組みが活用されるよう、国・地方とも歩調を合わせて、新制度に関する情報発信や申請サポートに取り組んでいきたいと考えております。また、公益認定等の審査にあたっても、被災者支援、復旧・復興活動は正に公益目的事業にふさわしい活動であるという考え方の下、迅速に取り組んでいくとともに、法人の被災地の状況変化に柔軟に対応すべく、「志」を尊重した温かい審査を進めてまいります。

震災からの復旧・復興には、行政による対応だけではなく民間の積極的な活動が必要不可欠です。そして、復旧・復興に向けては、長期的な支援が必要と考えております。公益法人・特例民法法人の方々はもちろんのこと、新たに一般法人を設立された方々、あるいはこれから公益的活動に取り組まれる方々など、被災地のために活動したいという方々におかれましては、是非とも新公益法人制度を積極的に活用していただき、民の力による復旧・復興の一翼を担ってくだされば幸いです。

内閣府公益認定等委員会 委員長 池田 守男